破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第４９５号
札幌市北区太平５条６丁目３番11号
破産者　今　　和彦
1　破産債権の届出期間　平成27年10月28日まで
2　一般調査期日　平成27年12月８日午前11時30分
平成27年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４４号
大阪市港区市岡元町２丁目11番８　伊吹会館303号、住民票上の住所大阪市港区波除５丁目６番10―313号
破産者　橋本　一正
1　破産債権の届出期間　平成27年11月９日まで
2　一般調査期日　平成27年12月17日午後２時
平成27年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７号
神戸市北区有野中町２丁目３番４―402号
破産者　森下　裕行
1　破産債権の届出期間　平成27年11月11日まで
2　一般調査期日　平成28年１月13日午前10時
平成27年10月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
神戸市長田区長田町４－２―23、住民票上の住所神戸市垂水区山手４丁目10番１―603号
破産者　小田切美香（旧姓今井）
1　破産債権の届出期間　平成27年11月11日まで
2　一般調査期日　平成27年12月９日午前10時15分
平成27年10月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８８号
大阪府羽曳野市高鷲１丁目３番６号、前住所大阪府羽曳野市野々上１丁目４番５号
破産者　畑山　初子
1　破産債権の届出期間　平成27年11月12日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午前11時
平成27年10月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３３８号
神奈川県茅ヶ崎市みずき４丁目13番14号
破産者　永田　康弘
1　破産債権の届出期間　平成27年11月13日まで
2　一般調査期日　平成28年１月14日午前10時10分
平成27年10月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９号
埼玉県入間郡越生町大字上野1086番地１、前住所埼玉県鶴ケ島市脚折町１丁目１番１―103号　エルドラード・ビレッジ
破産者　佐藤ヨネ子
1　破産債権の届出期間　平成27年11月18日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午後１時20分
平成27年10月７日
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４０３５号
大阪府富田林市東板持町１丁目11番７号
破産者　田中　淳平
1　期日　平成27年11月４日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７０号
大阪市中央区本町１丁目５番６号
破産者　株式会社イージーウエアズ
1　期日　平成27年11月25日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７１号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目７―19　菊地荘106号、開始決定時の住所奈良市あやめ池南６丁目６番43―505号
破産者　松本　　清
1　期日　平成27年11月25日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第２６２２号
大阪市西成区岸里東１丁目13番２号
破産者　株式会社赤阪商店
異議申述期間　平成27年11月24日まで
平成27年10月７日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２６号
さいたま市中央区上落合２丁目３番２号
清算株式会社　株式会社ユウエフテック
代表清算人　斉藤千代司
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（ヒ）第１０号
大分市府内町２丁目１番４号
清算株式会社　株式会社トキハ縫製
代表清算人　岐部　博文
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

監督命令変更

平成２７年（再）第１号
秋田県北秋田市鷹巣字小中岱35番地２
再生債務者　農事組合法人アースフライヤーズ
主文　当裁判所が平成27年１月30日になした監督命令のうち、主文第６項以下を下記のとおり変更する。
記
6　再生債務者は、監督委員に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
(1)　平成27年９月ないし12月分までを、平成28年１月15日限り
(2)　平成28年１月ないし４月分までを、平成28年５月15日限り
(3)　平成28年５月ないし８月分までを、平成28年９月15日限り
(4)　平成28年９月ないし12月分までを、平成29年１月15日限り
(5)　平成29年１月ないし４月分までを、平成29年５月15日限り
(6)　平成29年５月ないし８月分までを、平成29年９月15日限り
(7)　平成29年９月ないし12月分までを、平成30年１月15日限り
(8)　平成30年１月ないし４月分までを、平成30年５月15日限り
(9)　平成30年５月ないし８月分までを、平成30年９月15日限り
7　監督委員は、当裁判所に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を次の報告期限までに提出しなければならない。
(1)　平成28年９月25日限り
(2)　平成29年９月25日限り
(3)　平成30年９月25日限り
平成27年10月５日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再）第２号
秋田県北秋田市七日市字品類渡18番地
再生債務者　布田　久人
主文　当裁判所が平成27年１月30日になした監督命令のうち、主文第６項以下を下記のとおり変更する。
記
6　再生債務者は、監督委員に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
(1)　平成27年９月ないし12月分までを、平成28年１月15日限り
(2)　平成28年１月ないし４月分までを、平成28年５月15日限り
(3)　平成28年５月ないし８月分までを、平成28年９月15日限り
(4)　平成28年９月ないし12月分までを、平成29年１月15日限り
(5)　平成29年１月ないし４月分までを、平成29年５月15日限り
(6)　平成29年５月ないし８月分までを、平成29年９月15日限り
(7)　平成29年９月ないし12月分までを、平成30年１月15日限り
(8)　平成30年１月ないし４月分までを、平成30年５月15日限り
(9)　平成30年５月ないし８月分までを、平成30年９月15日限り